

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により条件付一般競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき又は再度入札を執行しても落札者がいないときは、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることがある。

2 入札の条件等

入札の際提示しなければならない条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札保証金の納付は、福島県財務規則（以下「規則」という。）第 249 条第 1 項第 4 号の規定により免除するものとする。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4) 落札者

入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第 228 条に定める契約保証金は契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

また、本契約は規則第 229 条第 1 項第 9 号が適用されないため、契約保証金を納付している場合は、当該契約額の 2 倍未満の増額変更をするときであっても当該変更に係る契約保証金の免除は認めない。

なお、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

(6) 前金払

業務委託料が 50 万円以上の場合における前金払は、業務委託料の **10 分の 3 以内の額**（1 万円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(7) 委託期間

委託期間は、金抜設計書表紙記載のとおりとする。

ただし、委託業務の着手時期は、契約締結の日から 5 日以内とする。

(8) 委託契約書

別紙委託契約書（案）による。

(9) 契約の確定時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により、委託者及び受託者が契約書に記名押印したとき確定する。

(10) 維持補修・管理業務委託等の契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置

この業務委託については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から 30 日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

(11) 提出書類

受託者は、仕様書に定めるほか、以下に掲げるものを契約締結後 5 日以内に提出しなければならない。

ア 着手届

イ 作業工程表

※ 本入札公告に係る入札は、令和7年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。